



宮城県石巻高等学校

# いじめ防止基本方針〔概要版〕

宮城県石巻高等学校 いじめ問題対策委員会

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめられた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものです。

本校は、本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、家庭や地域等と連携しながら、「いじめは決して許されない」との雰囲気や学校全体に醸成し、いじめの未然防止等（未然防止、早期発見・早期対応）の対策を講じます。

## 2 いじめ問題対策委員会の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を校内に設置します。本対策委員会は、「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、「いじめ対策年間計画」の作成・実行・検証を行うとともに、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集等を行い、組織的対応の中核としての役割を担います。

## 3 いじめの防止等に関する取組

### (1) いじめの未然防止

#### ① いじめに対する共通理解

- 全教職員のいじめの問題に対する共通理解に基づいた取組を徹底するため、職員会議や校内研修を行います。
- いじめの未然防止等に対する取組状況等について計画的に点検し、その結果を共有するなどして見直し・改善を図ります。
- ホームルーム活動や学校行事等の特別活動を通して、生徒のいじめの未然防止に対する意識を高めます。

#### ② 生徒指導の充実

- 生徒一人ひとりの居場所づくりやコミュニケーション能力の育成を図り、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行います。
- 集団の一員としての自覚や自信をはぐくみ、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人ひとりに自己有用感や自己肯定感をもたせていきます。



### (2) いじめの早期発見

#### ① いじめの認知

教職員一人ひとりが日頃から生徒の観察や信頼関係の構築等に努めるとともに、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちながら対応を進めます。

## ② 実態把握と情報共有

いじめの実態把握のための体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有するよう努めます。

- 定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、生徒が日頃から不安や悩みを訴えやすい体制を整備します。
- 保護者面談等を通して、家庭での気になる様子等について、保護者が日頃から相談ができる体制を整備します。
- 日頃から地域と連携を図り、地域の方が生徒の気になる情報を連絡しやすい体制を整備します。



## (3) いじめへの対処

### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめ又はいじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を止めます。
- いじめと疑われる行為には、教職員が早い段階から関わりをもちます。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先します。
- 生徒又は保護者からの相談や訴えに、真摯に対応します。
- 相談・発見・通報を受けた教職員は、対策委員会に直ちにその情報を提供し、いじめの認知・判断を組織的に行います。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談します。また、いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報します。

### ② いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめられた生徒から事実関係を確認する際は、自尊感情に配慮しながら対応します。
- いじめられた生徒の保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに、いじめられた生徒及び保護者の不安を取り除くよう対応します。
- いじめられた生徒の保護者に対して、事実確認の結果判明した情報について適切に提供します。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、継続的な見守りや面談など必要な支援を行います。

### ③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させるとともに、より充実した学校生活を送ることができるよう適切な配慮のもと指導します。
- 事実確認の結果判明した情報については、すみやかに保護者に連絡し、学校と保護者の連携のもと、適切に対応します。
- ホームルームや部活動等の所属集団の特徴を踏まえ、いじめを認めない雰囲気が醸成されるよう必要に応じて他の生徒への指導を行います。

### ④ インターネット上（SNS等）のいじめへの対応

- インターネット上（SNS等）の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるために削除する措置をとります。また、その内容によっては法務局や警察等の関係機関の助言を仰ぎながら対応します。
- 県教育委員会と連携しながらネットパトロールを実施し、インターネット上のトラブルの早期発見に取り組みます。
- インターネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報端末機器を適切に活用するための判断力や心構えを身に付けさせるために情報モラル教育を実施します。

